諸報告資料

(令和元年門真市教育委員会第3回定例会)

門真市教育委員会

門真市立図書館防犯カメラ装置取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、図書館における防犯カメラ装置の取扱いに関し、必要な事項を 定めることにより、来館者及び職員の安全を確保し、並びに犯罪を抑止することを 目的とする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 図書館 門真市立図書館条例(昭和51年門真市条例第34号)第2条第1項に規定する図書館をいう。
 - (2) 防犯カメラ装置 防犯カメラ、画像記録装置、画像モニター等から構成される 装置をいう。
 - (3) 画像情報 防犯カメラにより撮影し、記録された画像をいう。

(管理責任者等の設置)

- 第3条 防犯カメラ装置を適正に取り扱うため管理責任者を置き、門真市立図書館長をもって充てる。
- 2 防犯カメラ装置を取り扱う者として取扱担当者を置き、管理責任者が指名する者をもって充てる。

(設置の措置)

- **第4条** 管理責任者は、来館者に対し、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示するものとする。
- 2 防犯カメラの設置台数は、第1条に定める目的の達成のために必要となる最低限 の台数とする。
- 3 取扱担当者は、管理責任者の指示に従い画像情報を閲覧するものとし、閲覧に当たっては、外部から見通せない場所で行うものとする。

(画像情報の取扱い)

- 第5条 画像情報の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 画像情報は、加工することなく、撮影時に記録された状態で保存しなければならない。

- (2) 画像情報の保存期間は、原則として15日(重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間)とする。ただし、次条第1項又は第7条第1項ただし書の場合であって管理責任者が必要と認めるときは、保存期間を延長することができる。
- (3) 管理責任者は、前号ただし書の規定により保存期間を延長した画像情報の保存の必要がなくなったときは、速やかに当該画像情報を消去するよう取扱担当者に指示しなければならない。
- (4) 管理責任者は、画像情報の盗難及び紛失を防止するための措置を講じなければならない。

(画像情報の保存)

- 第6条 取扱担当者は、次に掲げる場合に限り、防犯カメラ装置以外の記録媒体に画像情報を保存することができる。
 - (1) 次条第1項ただし書の規定により画像情報を外部に提供するために必要な場合
 - (2) 図書館における事故等の状況確認又は原因の分析及び究明が必要な場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める場合
- 2 取扱担当者は、前項の規定により防犯カメラ装置以外の記録媒体に画像情報を保存するときは、別に定める門真市立図書館防犯カメラ画像情報記録簿に記録しなければならない。

(画像情報の提供等)

- 第7条 管理責任者は、第1条に定める目的の範囲を超えた画像情報の利用又は外部への提供(以下「提供等」という。)をしてはならない。ただし、門真市個人情報保護条例(平成11年門真市条例第14号)第8条第1項ただし書の規定に該当する場合にあっては、この限りでない。
- 2 管理責任者は、前項ただし書の規定により画像情報を提供等したときは、門真市 立図書館防犯カメラ画像情報提供等記録簿(別記様式)に記録するものとする。
- 3 管理責任者は、画像情報を提供等する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。
 - (1) 画像情報を適正に管理すること。
 - (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
 - (3) 目的を達成したとき又は目的が達成されなかったことが判明したときは、速やかに画像情報の返却、消去等必要な処理を行うこと。

(門真市個人情報保護条例の適用)

第8条 画像情報の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、門真市個人情報保護条例に定めるところによる。

(細目)

第9条 この要綱に定めるほか、防犯カメラ装置の取扱いに関し必要な事項は、教育 長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別記様式 (第7条関係)

門真市立図書館防犯カメラ画像情報提供等記録簿

年 月 日

管理責任者						
取扱担当者						
画像情報を提供等した日			年	月	日	
			団 体	名		
提供等依頼者						
泛兴寺 权积有	氏	名		連	絡 先	
提供等理由						
提供等した画像情報の日時	年	月	日	時	分から	
近八分でに回逐出投ぐ口の	年	月	日	時	分まで	
特記事項						
門真市立図書館防犯カメラ						
装置取扱要綱遵守の同意の			有			
有無						